

横浜市「まちの防災広場」整備事業補助金交付要領

制 定 平成27年4月1日 都防第1052号（局長決裁）
最近改正 令和7年3月28日 都防第1620号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項第4号に定める「まちの防災広場」整備事業の補助金の交付及びその事務手続に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領における用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) まちの防災広場 自治会町内会等の団体が、地域防災活動に活用し、かつ平常時に地域のコミュニティ形成等に利用する公共的な空地をいう。
- (2) 老朽建築物等 昭和56年5月31日以前に建築された建築物又は横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（制定平成26年3月31日地ま第2674号。以下「建築物不燃化要綱」という。）別表1に定める耐用年数を経過した建築物等（横浜市木造住宅耐震改修促進事業による耐震改修工事の実施後10年を経過していないものを除く。）をいう。
- (3) 関係権利者 事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権など、まちの防災広場の整備に関する承諾が必要となる権利を有する者をいう。

（補助の要件）

第3条 補助対象となる事業の要件は、要綱第4条に定めるものとする。

- 2 市長は申請地の区に意見を諮るものとする。

（補助の対象者）

第4条 補助の対象者は、要綱第6条に基づき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等の団体（地域まちづくり組織を含む。）
- (2) 地域まちづくりグループ

（事業期間）

第5条 事業期間の完了日は、事業開始日から起算して10年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

- 2 前項の規定による事業期間は、期間満了日の3か月前までに、自治会町内会等の団体又は土地所有者いずれかの書面による異議の申出がない場合には、以後、1年ごとに自動的に更新するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、自治会町内会等の団体又は土地所有者は、年度途中で事業を終了しようとするときは、あらかじめ横浜市と協議し、その承認を受けなければならない。

（補助金の額の算出方法）

第6条 要綱第3条に規定する補助金の額は、予算の範囲内で、別表2に掲げる補助対象事業費に別表3に定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とする。

- 2 補助金の額は、1 申請につき別表 4 に定める額を限度とする。
- 3 別表 2 に示す各整備に要する費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。
 - (1) 整地、舗装、周囲の囲い、標識その他の施設（以下「防災広場施設」という。）の整備に要する費用（調査、測量、設計、工事、必要な安全対策費、処分費、工事監理費含む。ただし、土地の区画形質の変更及び擁壁等の整備費は対象としない。）
 - (2) 「まちの防災広場」整備に伴う老朽建築物等の除却に要する費用
 - (3) その他市長が必要と認める費用
- 4 消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除する者が補助対象者である場合は、補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象額に含めることができない。

（「まちの防災広場」整備に伴う老朽建築物等の除却）

第7条 「まちの防災広場」整備に伴う老朽建築物等の除却を実施する場合は、補助金交付の事務手続等に関し必要な事項は、建築物不燃化要綱に準ずるものとする。この場合において、建築物不燃化要綱の次に掲げるものは、要綱及びこの要領に定めるものに読み換えるものとする。

	読み換え元	読み換え先
対象地区	建築物不燃化要綱 第3条	要綱 第2条第1項第1号又は第2号に定める地域
補助対象となる経費	建築物不燃化要綱 別表4	要領 別表2
補助対象額に乗じる割合	建築物不燃化要綱 別表5	要領 別表3
一の敷地に対する補助金額の上限額	建築物不燃化要綱 別表6	要領 別表4

- 2 「まちの防災広場」整備に伴う老朽建築物等の除却を実施する場合の工事等計画承認申請手続は「まちの防災広場」整備事業の補助金の交付申請と同時に行うものとする。

（交付申請及び交付変更申請）

- 第8条 要綱第7条第1項及び第2項で定める交付申請にあたって提出する書類は、別表5に掲げる書類とする。
- 2 要綱第9条第1項及び第2項で定める交付変更申請にあたって提出する書類は、別表6に掲げる書類（当初交付決定を受けた内容で変更がない書類を除く。）とする。

（標識）

第9条 申請者は、まちの防災広場の概要その他必要な事項を記した標識を作成し、当該まちの防災広場の見やすい場所に掲げなければならない。

（公表）

- 第10条 市長は、まちの防災広場の位置等について公表を行うものとする。
- 2 土地所有者は、公表を行うことについて同意しなければならない。

（維持管理及び運営）

第11条 申請者は、事業期間中においては当該補助金の交付の目的が達せられるよう、まちの防災広場の維持管理及び運営に主体的に取り組まなければならない。

(事業実施に関する協定等の締結)

第12条 市長は、要綱第8条の規定による交付決定通知を行うと同時に、自治会町内会等の団体及び土地所有者と次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業を実施する土地の位置及び区域
- (3) 事業の実施期間
- (4) 土地の整備が必要な場合にあっては、当該土地の整備に関する事項
- (5) 土地の維持管理に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 市長は、前項の規定による協定を締結したときは、土地所有者と「まちの防災広場」の土地の使用について土地使用貸借契約を締結するものとする。

3 市長は、前2項の規定による協定及び契約を締結したときは、自治会町内会等の団体と管理に関する協定を締結するものとする。

(実績報告)

第13条 要綱第12条第1項及び第2項で定める実績報告にあたって提出する書類は、別表7に掲げる書類とする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月14日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降の申請に係る助成の手続から適用する。

別表1（第3条関係）「まちの防災広場」整備事業の要件

整備位置及び内容	・地域まちづくりプラン又は身近プランが定められた地域においては、その計画との整合に努めること。 ・自治会町内会等の団体が、次に掲げるものとして、地域に必要なものであると認めた位置であること。 (1) 地域防災活動に活用できる位置。 (2) 平常時に不特定多数の人が利用でき、かつ、地域コミュニティ形成等に利用できる位置。
規模	・面積が40㎡以上であること。ただし、市長が防災性の向上に資すると認めた場合はこの限りではない。
関係権利者の承諾	・防災広場の整備を実施する関係権利者の承諾が得られていること。
土地使用賃借契約	・10年間以上市への無償での貸与が可能であること。
維持管理等に関する事項	・10年間以上継続して利用され、適正に維持管理されること。
整備に対する要望	・申請者が自治会町内会等の団体以外の場合、自治会町内会等の団体など地域を代表する組織から整備に対する要望のあるもの。
その他	・整備後は、まちの防災広場の位置を自治会町内会等の団体が作成した防災マップ等に反映し、地域住民に広く周知するよう努めること。

別表2（第6条第1項関係）補助対象事業費

防災広場整備に要する費用	防災広場整備に要する費用の額
老朽建築物等の除却に要する費用	建築物等の除却に要する費用の額

別表3（第6条第1項関係）補助対象事業費に乗じる割合

	防災広場整備に要する費用			老朽建築物等の除却に要する費用	
補助対象事業費に乗じる割合	重点対策地域（不燃化推進地域）	対策地域※1	その他の地域	重点対策地域（不燃化推進地域） 対策地域	その他の地域
	10分の10	10分の9	10分の5	10分の10	—

※1 防災まちづくりを目的として、横浜市地域まちづくり推進条例第9条による地域まちづくり組織の認定を受けた地域は重点対策地域（不燃化推進地域）に読み換える。

別表 4（第 6 条第 2 項関係）補助金の上限額

	防災広場整備に 要する費用		老朽建築物等の除却に 要する費用	
補助の上限額	重点対策地域 （不燃化推進地 域） 対策地域	その他の地域	重点対策地域 （不燃化推進地 域） 対策地域	その他の地域
	150万円	75万円	300万円	—

別表 5（第 8 条第 1 項関係）交付申請にあたって提出する書類

提出書類
1 【第 1 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付申請書
2 【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3 事業計画書【別紙 1】
4 案内図、現況写真
5 整備計画図（配置、寸法、仕様等）
6 防災広場を整備する敷地の権利関係を明らかにする書類（市有地を除く。）（土地全部事項証明書、建物全部事項証明書、公図等）
7 整備又は使用に関する関係権利者全員からの承諾書
8 近隣住民等説明状況報告書
9 申請する場所の自治会町内会区域図
10 見積書（2 人以上。補助対象事業費が100万円以上の場合は、本社が市内にある事業者に限る。）
11 見積書の徴収の相手方が市内事業者であることを証する書類（補助対象事業費が100万円未満の場合は不要）
12 申請者が自治会町内会等の団体以外の場合は、自治会町内会等の団体からの要望書
13 その他市長が必要と認める書類

別表 6（第 8 条第 2 項関係）交付変更申請にあたって提出する書類

提出書類
1 【第 5 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金交付変更申請書
2 【第 2 号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支予算書
3 別表 5 の 3～13の書類
注) 表の 2 及び 3 に定める書類は、当初交付決定を受けた内容で変更がない書類は省略することができる。

別表 7（第13条関係）実績報告にあたって提出する書類

提出資料	
1	【第10号様式】身近なまちの防災施設整備事業完了報告書
2	【第11号様式】身近なまちの防災施設整備事業補助金収支決算書
3	契約書等の写し
4	領収書の写し
5	施工写真・完成写真（遠景・近景）
6	その他市長が必要と認める書類